

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年11月26日(2015.11.26)

【公開番号】特開2012-237018(P2012-237018A)

【公開日】平成24年12月6日(2012.12.6)

【年通号数】公開・登録公報2012-051

【出願番号】特願2012-196339(P2012-196339)

【国際特許分類】

C 0 8 F	220/00	(2006.01)
C 1 0 M	145/14	(2006.01)
C 1 0 M	149/18	(2006.01)
C 1 0 M	177/00	(2006.01)
C 0 8 F	222/38	(2006.01)
C 1 0 N	30/00	(2006.01)
C 1 0 N	30/02	(2006.01)
C 1 0 N	40/02	(2006.01)
C 1 0 N	40/04	(2006.01)
C 1 0 N	40/08	(2006.01)
C 1 0 N	40/25	(2006.01)
C 1 0 N	70/00	(2006.01)

【F I】

C 0 8 F	220/00	
C 1 0 M	145/14	
C 1 0 M	149/18	
C 1 0 M	177/00	
C 0 8 F	222/38	
C 1 0 N	30:00	Z
C 1 0 N	30:02	
C 1 0 N	40:02	
C 1 0 N	40:04	
C 1 0 N	40:08	
C 1 0 N	40:25	
C 1 0 N	70:00	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成27年10月8日(2015.10.8)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

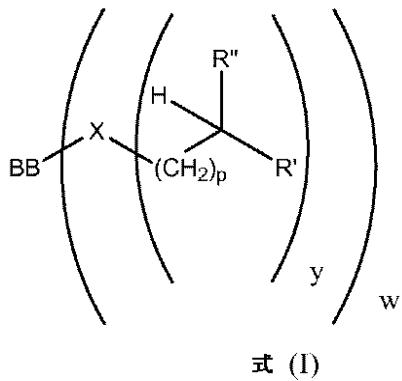
【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

次式の()_w内に表されるペンダント基を有する式(I)のポリマー

【化1】



[式中、

B B は、1 個または複数のペンドント基を有するポリマー主鎖であり、

X は、エステルであり、

w は、該ポリマー主鎖に結合している、1 ~ 2 0 0 0 の範囲のペンドント基の数であり

、
y は、0 または 1 であり、但し、少なくとも 1 モル% のペンドント基において y はゼロでなく、そして、但し、y が 0 であるとき、X は、X の原子価を満たすのに十分な様式で末端基に結合しており、該末端基は、水素、アルキル、アリール、金属カチオン、またはアンモニウムカチオン、およびこれらの混合物から選択され、

p は、1 ~ 1 5 の範囲の整数であり、

R' および R'' は、それぞれ独立に、鎖状または分枝状のヒドロカルビル基であり、R' および R'' 中に存在する炭素原子を合わせた総数は、少なくとも 1 2 であり、

該ペンドント基を有するポリマーがエステル化されたスチレン・無水マレイン酸コポリマーであり、該コポリマーの無水マレイン酸単位は、分枝状アルキルペンドント基を有するアルコールでその後エステル化される]。

【請求項2】

潤滑粘度の油と請求項1に記載のポリマーとを含む潤滑組成物。

【請求項3】

潤滑剤の粘度指数を制御する方法であって、潤滑剤に請求項1に記載のポリマーを供給することを含む、方法。

【請求項4】

前記潤滑剤が、ギヤ油、車軸油、駆動軸油、トラクション油、手動変速機油、または自動変速機油の少なくとも 1 種である、請求項3に記載の方法。

【請求項5】

許容される分散力特性、許容される剪断安定性、許容される粘度指数制御、および許容される低温粘度の少なくとも 1 つを得るための、請求項1に記載のポリマーの潤滑剤中の使用。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0 0 5 4

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0 0 5 4】

カルボン酸モノマーの適切な例としては、無水イタコン酸、無水マレイン酸、メチルマレイン酸無水物、エチルマレイン酸無水物、ジメチルマレイン酸無水物、またはこれらの混合物が挙げられる。